

アンドレス・イニエスタ選手の二重課税問題

2024年3月23日付の日経新聞に、サッカー選手で元スペイン代表の、アンドレス・イニエスタ選手が日本とスペインにおける二重課税問題によって、納税額の一部返還を訴えているという記事が掲載されました。今回はこの記事についての解説と、顛末の予測をしてみたいと思います（文章には私の推測も含まれていますので、確定的なものではないことをご了承の上、お読みください）。

(1) 事の発端

2018年に、イニエスタ選手はスペインから日本のJ1リーグ、ヴィッセル神戸に移籍しました（推定年俸32億5000万円〔当時〕ということで、日本のプロスポーツリーグの年俸として大変驚きの契約であったことを今でも覚えています）。

ヴィッセル神戸との契約は1年未満でしたが、この期間中、イニエスタ選手は日本で「居住者」であったとして認定され、日本の税務当局から約5億8000万円の追徴税が課された、という報道の内容でした。イニエスタ選手は既にスペインで同じ所得に対して税金を支払っていたため、二重課税の問題を訴え、支払った税金の一部が返還されることを望んでいる、とのことでした。

それではなぜ、スペインで納税した上で、日本でも納税しなければならなかったのでしょうか。それには、日本とスペインにおける『居住者』の判定を理解する必要があります。

(2) 日本の居住者要件

日本の税法では、居住者は日本国内に「住所」を持つか、又は1年以上「居所」を持つ個人と定義されていますが、最終的には個々の事情を斟酌して判定されます。契約は1年未満でしたが、国税庁は家族との同居を理由に彼を居住者と判断しました。

日本での居住者と認定されれば、日本における所得税法では全世界で得た所得に対して日本の税が課されるため、この点が彼の税務問題の核心となっています。

(3) スペインの居住者要件

一方、スペインにおける「居住者」は、暦年で183日（ちょうど半年）以上スペインに滞在する者、もしくは主要な経済的利益がスペインにある者と定義されています。イニエスタ選手がスペインで税務上居住者とみなされるかどうかは、彼の具体的な滞在日数や経済活動によりますが、日本でのケースと同様にスペインでの家族や住宅の状況も影響します。

この点、イニエスタ選手は2018年の日本デビュー

戦が7月であったようなので、暦年で183日以上スペインにいたかどうか、微妙なところです。記事の中にはこの事についての言及はありません。この事実関係次第では、顛末に影響が出る可能性があります。

(4) 日本とスペインの租税条約と外国税額控除

日本とスペインの間では租税条約が締結されています。この条約により、お互いの国で居住者と判定された場合、国民である（国籍のある）国の居住者とみなされることとなっています。

また、日本では外国税額控除の制度がありますが、スペインにも同様の制度（細かい点は異なる部分はあるようです）があります。双方の国で居住者とみなされた場合であっても、これを適用して二重課税状態を取り除くことが考えられます。

(5) (2)～(4)を踏まえた顛末予測

2018年のイニエスタ選手は、記事の時点（2024年3月）では日本とスペインの双方で居住者と認定されています。しかし、この場合租税条約に基づき国籍のあるスペインの居住者とみなされ、日本での課税に対してスペインで税額控除を申請することで、二重課税の問題を解決できるはずですが、適切な課税権の所在が確定されれば、イニエスタ選手が過払い税金を取り戻す道が開かれるでしょう。

一方で、スペインでの滞在が暦年で183日未満であった場合、スペインでの居住者ではなくなる可能性もあると考えます。「主要な経済利益がスペインにある者」の定義は曖昧で、これが覆る場合もあるのかもしれない。

以上、当初の記事だけでいろいろ推測してみましたが、その後、実際にどのような顛末になったかは表に出ていないようです。もし解決されていない状況であれば、日本の税務に関わる仕事をする人間の一人としても、イニエスタ選手の二重課税問題が公平に決着されていることを望みます。

（国際特別委員会委員 齋藤 翔太）

参考サイト

スペイン税務当局サイト：https://sede.agenciatributaria.gob.es/Sede/en_gb/no-residentes/residencia-personas-fisicas-juridicas/persona-fisica-residente-espana.html

財務省・我が国の租税条約等の一覧：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20210215Spa_j.pdf